

令和 9 年度

名古屋市農業施策等に関する意見書

名古屋市農業委員会

令和9年度名古屋市農業施策等に関する意見書

名古屋市の農地については、南西部の農業振興地域においては大規模な水田地帯があり、市街化区域においては東部の生産緑地を中心に畑が点在している。

しかしながら、農業者の高齢化・後継者不足により、遊休農地が増加する恐れがあるほか、農業振興地域においては、水田に不可欠であり地域の防災機能も担う用排水路などの農業用施設の維持管理・老朽化などの問題を抱えている。市街化区域においては点在している農地に対する開発需要が高く、農地が転用され減少する問題を抱えている。

また、近年は、関税などの不安定な国際情勢の影響による肥料、農薬等の生産資材の価格高騰、再生産価格の実現に至らない状況、見通せない政策に対する不安、気候変動による収量低下といった問題に直面している。加えて、昨今、米価が上昇している一方で、多くの農地所有者が担い手に貸付等を行っている南西部の水田地帯では、農地所有者の経費が収入を上回る「赤字」の状況が生じている他、水田に不可欠な水管理の後継者の問題も生じている。

一方、平成27年の都市農業振興基本法において、都市の農地は「あるべきもの」と規定されており、農産物の生産だけでなく交流創出機能、防災機能などの公的機能を持っており、まちづくりに貢献している。また、令和7年には「食料・農業・農村基本法」に基づく基本計画が閣議決定され、農業経営の収益力を高め、農業の持続的発展を推進していくことが示された。

そこで、名古屋市農業委員会は、農業者への支援、市民の農業への積極的な関わりを増やしていき、農地の保全を図っていきたいと考えている。

また、名古屋市全体の都市計画における都市農業の位置づけについても十分議論する必要がある。

以上のことから、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき、農地等の利用の最適化を効率的かつ効果的に実施するために必要な施策の改善について、意見を提出する。

1 遊休農地の発生防止・解消について

- ① 遊休化した農地は、雑草や病害虫の発生などにより周辺の農地や住環境へ悪影響を及ぼすとともに、その解消のためには多大な労力と費用を要する。そのような事態を防ぐため、中間管理機構や名古屋市農地バンク制度を積極的に活用し、新たな担い手に繋げることに努めること。
- ② 遊休農地の解消のための交付金等の制度について、農業委員会と連携して周知すること。

2 農業基盤の維持・整備について

- ① 用排水路などの土地改良区が所有する農業用施設は、営農のためだけではなく、地域の防災機能も担い、公益的な役割も有することから、伊勢湾台風以後の基盤整備事業で整備された用排水路などの老朽化が激しい施設の修繕・更新については、災害によって破損の恐れのある施設機械の安全対策も含めて引き続き強力に推進するよう努めること。
- ② 上記農業用施設の維持管理には莫大な費用がかかるため、今後も、十分な予算を確保すること。また、予算の確保にあたっては、国や県へ要望するとともに、市独自の予算措置の拡充も検討すること。
- ③ 多面的機能支払交付金の制度が積極的に活用されるよう、事務手続きの簡素化及び交付単価の増額を国・県に要望すること。
- ④ 市街化区域の市の所有水路などの農業用施設についても修繕更新・維持管理に努めること。

3 人材育成について

- ① 農業を担う人材を育成するためには、多くの市民が「農」に関わる機会を増やす必要がある。その機会を増やすため、農業公園、教育機関等において、幼児から高齢者まで幅広い年齢層を対象とした農業体験等の講座を実施すること。なお、講座については、市民のニーズを把握し単なる収穫体験だけではなく、実際に農機具を扱う等様々な内容を検討すること。
- ② 新たに農業経営を目指す新規就農者に対して、営農に必要となる、栽培技術や農薬の知識等が取得できる実践型の講座・研修のほか、資材・機械、資金の支援について、県・農協などと協力し実施すること。
- ③ 上記のことについて、ウェブサイトなどにより積極的に周知を図ること。

4 地産地消の推進について

- ① 市内の農家が生産する農作物である「なごやさい」や、名古屋市内発祥のあいち伝統野菜について、ウェブサイトなどを活用し、市民に積極的に周知すること。
- ② 地産地消給食講師の教育機関への派遣事業、農業公園・区役所などで開催される地産地消イベントについて、一層充実した運営を図ること。また、地産地消のイベントは、関係機関、農協などと連携して実施するように努めること。
- ③ 市内の農産物の安定的な供給を図るため、販売チャネルを増やす必要がある。市の公共施設における直売機会のほか、農協と連携し様々な場所での販売機会の拡充を図ること。

5 税制について

- ① 相続税の納税猶予については、利子税が高い、終身営農しなければならないなど条件が厳しいため、農地を手放すこととなり、結果的に農地の減少を招いている。以前のように20年営農を継続することで納税を免除するなど、農業経営の基盤となる農地を安心して後継者に引き継げるようにすること。また、農業用倉庫、農道などの農業用施設についても納税猶予の対象とすること。
- ② 農地中間管理事業を推進するために、賃借権を設定した場合の固定資産税の特例措置について、面積要件の緩和や適用期間を延長するなど見直しを行うこと。
- ③ 上記について、国・県に対して働きかけること。

令和8年7月10日

名古屋市長
広沢 一郎 様

名古屋市農業委員会
会 長 布目 巳佐子